

千曲市立学校管理規則の一部を改正する規則

千曲市立学校管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千曲市個人情報保護法施行条例（令和4年千曲市条例第22号）並びに千曲市情報公開条例（令和4年千曲市条例第23号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年7月26日提出  
千曲市教育長 小松 信美

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>・千曲市立学校管理規則</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規                      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部改正</span>                      全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）</li> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> </ul>
<p><u>提案理由</u></p> <p>令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。</p> <p>同法第51条において、「個人情報の保護に関する法律」の改正が定められており、現在各自治体が条例等で定めている個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律において、全国共通のルールが規定される。（施行は令和5年4月1日）</p> <p>これに伴い、関連例規の改正が必要となるため。</p> <p><b>【改正概要】</b></p> <p>現行の「千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を廃止し、新たに「千曲市個人情報保護法施行条例」及び「千曲市情報公開条例（令和4年千曲市条例第23号）」を新設することによる所要の改正（引用箇所の改正）</p>	

